

**令和元年度 第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会  
議事概要**

◇日時：令和元年6月11日（火） 午後3時から午後5時まで

◇場所：大阪赤十字会館 401会議室

◇議題：『成年後見制度利用促進に向けたあり方』について

**1. 事業紹介について**

① 事業紹介（八尾市地域福祉部地域福祉政策課、（社福）八尾市社会福祉協議会）

（「参考3 八尾市事業紹介」について八尾市より説明）

- 来年度、中核機関設置の方針を定めた。権利擁護推進事業を強化するため、何とかスタートを切った状態で、中身については、今後、八尾市社会福祉協議会（以下「八尾市社協」という。）とともに検討を進めていく。（中核機関の設置は）大阪府下でもなかなか進んでいないので、良いモデルになればと考えている。本日お集りの皆様の協力を賜りながら進めていきたい。
- 八尾市における平成31年3月末現在の65歳以上人口は、75,326人で、高齢化率は28.2%で高齢化が進展しており、成年後見制度の潜在的なニーズは年々増えている。療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者数は5,478人。本市も例に漏れず高齢化が進展しており、知的障がい者及び精神障がい者も増加傾向にあり、権利擁護の重要性は年々高まっている。また、成年後見制度の平成30年12月末時点での利用者数は391名となっている。潜在的なニーズに対する成年後見制度の利用率は2.37%となっており、府下全体における順位は36番目で決して高いとはいえない。
- 以上の現状を踏まえ、本市では、地域福祉政策課においては、権利擁護推進事業として市民後見人の養成及び市民後見人に対する日常的な活動支援をしている。また、高齢介護課及び障がい福祉課においては、成年後見人制度の利用にかかる相談対応や、市長申立てを行うなどの役割分担の下、権利擁護の推進に向けて取り組んでいる。
- この後、八尾市社協から説明があるが、八尾市社協では、主に法人後見、市民後見人等の養成事業、日常生活自立支援事業を実施している。私からは、権利擁護推進事業について説明させていただく。当該事業は、社会福祉協議会に委託し、市民後見人の養成や活動支援を実施している。
- 今年度から実施している新たな取組を2点紹介する。1点目が市民後見人の活動支援である。市民後見人事業を進めるにあたり、報酬は無報酬であり、（交通費や印刷代などの）手続き費用が負担できない場合も想定される。結果として、後見活動が円滑に進められない場合もあり、費用負担について補助する制度を今年度立ち上げたところである。八尾市社協が市民後見人への支援の一環で、毎月後見活動の実態を把握しているということで、費用助成については八尾市社協を介して実施している。
- 2点目は、来年度の中核機関の設置に向けた方針において、八尾市社協へ委託している権

利擁護推進事業に、中核機関の設置準備についても内容を追加している。成年後見制度の利用促進の体制づくりや、協議会・中核機関の立ち上げ準備として連絡会の開催及び先行事例の調査を追加した。その財源は国の「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」を活用した。事業の委託先は八尾市社協の権利擁護センターを想定しており、今年度は協議会のベースとなる連絡会を設置し、来年度に、中核機関を設置する予定である。連絡会については、将来的には協議会に移行したいと考えている。

(「参考3 八尾市事業紹介」について八尾市社会福祉協議会より説明)

- 八尾市社協における市民後見人の現在の登録者数は19人、受任は5件。平成26年から市民後見人の養成事業を受託し、平成27年度から受任開始しており、登録者数は26人(延べ人数)、受任は7件(延べ件数)となっている。内容は、専門相談、受任中の市民後見人からの活動報告と相談(月1回)、バンク登録者研修(一般の方の参加も可)を実施している。
- 市民後見人の受任率を上げるために、日常生活自立支援事業からの後見制度への移行は、本人申立てができるうちに進めている。また、市長申立や相談案件について、高齢介護課、障がい福祉課、地域福祉政策課で集まって連絡会を開催(月1回)し、市民後見人の受任相当案件がないか検討している。
- そのほか、(成年後見制度の概要について)出前講座を行っており、市民後見人養成講座のオリエンテーションのチラシを配布している。現在、市民後見人養成のオリエンテーションが始まっており、現時点で28名の申し込みがある。
- 今年度実施する連絡会がいずれ協議会になればと考えている。

## ② 事業紹介(東大阪市福祉部福祉企画課)

(「参考2 成年後見制度に関する調査について」事務局より説明)

## ③ 事業紹介((社福)東大阪市社会福祉協議会)

((社福)東大阪市社会福祉協議会より説明)

- 東大阪市基幹型地域包括支援センター(高齢者相談窓口)で、65歳以上の高齢者を担当している。高齢者の支援をされる方、相談に来られる方に対して(地域包括支援センターの)パンフレットを配布し、今年度も1万部作成し、医師会など関係機関にも配布している。
- 地域包括支援センターは、一人ひとりの高齢者が尊厳を持ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援しており、現在、東大阪市内に22ヶ所の地域包括支援センターを日常生活圏域に設置している。基幹型地域包括支援センターは、市内に2か所設置している。
- 基幹型地域包括支援センターの仕事は、高齢者に関わる相談支援等に加え、市内の地域包括支援センターの調整などを行う事務局の役割をしている。

- パンフレットには、地域包括支援センターの役割として、高齢者に関わる総合相談と、介護予防ケアマネジメントを記載している。また、高齢者の権利擁護についてもパンフレットに記載し、高齢者の権利を守るため広報をしている。東大阪市には、東大阪市高齢者虐待防止ネットワークがある。東大阪市高齢者虐待防止ネットワークでは高齢者虐待をなくすための支援をしている。高齢者虐待に気づきやすい市民の方、介護保険事業所の方、医療機関の方に、（地域包括支援センターや高齢者虐待の）パンフレットを配布し、高齢者虐待に気づいたときに、福祉事務所、保健センター、地域包括支援センターなどの相談窓口で相談通報してもらえるように周知している。
- （高齢者虐待の）パンフレットには高齢者虐待のさまざまな形態（身体的虐待、経済的虐待等）を記載している。たとえば夫婦喧嘩であったとしても集約機関である基幹型地域包括支援センターに連絡が入り、個別支援策検討会議をする。基幹型地域包括支援センターに平成30年度は175件の高齢者虐待の相談があった。そのうち、123件が身体虐待で23件が経済虐待であった。
- 成年後見制度の利用を進めていくうえで、制度に対する家族の理解が得られないときは、地域包括支援センターでは時間をかけて市長申立ての方策等も検討する。市長申立として進めたとしても、後見人が決まるまでの間の本人に対する生活支援をどうしていくかで困っている。地域包括支援センターとしても様々な事業を抱えており、生活支援を全面的に支援するのは困難である。
- 成年後見制度のパンフレットはあるが、制度の広報として上手く利用できていないという問題がある。成年後見制度のパンフレットが完成したら、地域包括支援センター（22か所）のスタッフが民生委員のところに行き、成年後見制度について説明している。
- また、介護支援専門員に対する成年後見制度の研修会を実施しており、事例をあげたグループワーク等を行って制度の理解促進を図っている。
- 地域包括支援センター22ヶ所に総勢100名のスタッフがいます。地域包括支援センターへ（成年後見制度の）パンフレットを送付するとともに、年1回講師を招いた職員向けの研修をしているが、制度に対する理解が十分とまでは言えない。
- これまで、東大阪市では、（成年後見制度の）パンフレットを用いて広報してきたが、市民にとってわかりやすいパンフレットとは言えない。地域包括支援センターとしては、説明をしなければパンフレットの内容を理解してもらえないこともあり、工夫が必要だと思っている。
- 日常生活自立支援事業の利用者には、知的や精神障がい者の方が多い。この方たちを成年後見制度に移行するには、移行するためのシステムを構築していく必要がある。

#### ④ 事業紹介（（社福）東大阪市社会福祉事業団）

（（社福）東大阪市社会福祉事業団より説明）

- 東大阪市に総合相談部門を担う基幹相談支援センターが1か所あり、地域担当制の委託相談支援センターが7か所ある。基幹相談支援センターでは、総合的・専門的な相談支

援、障がい者の地域移行・地域定着の促進、虐待対応を含む権利擁護等市内の相談支援体制の構築や自立支援協議会の運営をしている。

- 法人後見については、2年前に基幹相談支援センターを上げた際、NPO 法人が実施していた法人後見を引継ぎ実施している。現在、法人後見の新規案件が受けられない状況であるため、財産管理や身上監護がある程度整理できた案件については市民後見人へのリレー方式ができないかと考えている。法人後見で財産管理や身上監護がある程度整理できた案件については、市民後見人へのリレー方式をシステム化できないかと思っている。

## 2.意見交換

### ① 協議会等の体制整備

(資料2「第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 論点整理」について事務局より説明)

(事務局)

- 協議会及び中核機関の役割はチームを支援していくこと。チームの一員として、協議会及び中核機関にどのような構成員が必要であると思うか。

(委員)

- チームの構成員は事例(資料2・3頁)に記載があるものになると思う。チーム支援「実務者で対応する方がよいと思う。協議会と「成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)」の進捗管理を図っていきたいが、ある程度の立場で責任を取ってもらえる人がいいのか、どの様なバランスをとっていけばいいのかわからない。

(委員)

- 年1回、35団体に高齢者地域ケア会議に参加いただいている。団体に議題をもちかえって課題解決をして、報告してくださいと言ってもなかなか報告がないので、構成員は実務者の方がいいのではないと思う。
- 高齢者地域ケア会議にも様々な会議があり、様々な団体が入っているが、構成員も考えないといけないし、調整役の事務局が一番大変である。大阪市のようにテーマを決めて進めるのは良いのではないか。

(委員)

- 計画策定の際、福祉企画、障がい、高齢の部署が集まり、市役所の中で会議が開催されるのは画期的であり、今後も続けていってもらいたかったが、予算が認められず、中止されたことは残念。

(事務局)

- 実際に後見人活動をされている委員は思うことはないか。

(委員)

- 認知症の高齢者がスーパーで万引きを繰り返して起訴された事例があった。地域で盗んでは保護されるということを繰り返していた。高齢と障がいの部署に加え、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等皆で共有する場に警察を入れてもらおうと良いと思う。

(事務局)

- 専門職団体の皆さんはどのような構成員が必要と思うか。

(委員)

- 総会は地域連携ネットワークの基盤となり、団体の代表が参加することに意味がある。具体的な話をするには、実務者が実態に即した話をしないと前に進まない。
- 大阪市の総会は年1回の報告で、部会で年2回論点を分けながら現場の具体的な話をしている。規模は無理としても、機能としては参考になる。

(事務局)

- (協議会や中核機関設置において)新たな枠組みではなく、活用できる既存の枠組みはないか。

(委員)

- 地域包括支援センターと中核機関との棲み分けをどうすべきかが課題になっている。

(事務局)

- 基幹相談支援センターの枠組みでなにか活用できるものはないか。

(委員)

- 自立支援協議会には権利擁護部会があるが、予算が付いておらず、また専門職団体が入っていないため、活用は難しいと思う。

## ② 中核機関の機能①広報機能

(資料2「第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 論点整理」について事務局より説明)

(事務局)

- 広報啓発として、制度のメリット等こういった情報や内容があれば説明しやすいか。

(委員)

- 東大阪市では、生活保護にはつながらないが受け取る年金が低い人は、お金がないため成年後見制度の申請に至らない。
- 成年後見制度利用にかかる費用について、きちんと伝えられず、納得を得られないことが多い。そのため、制度利用に結びつかないケースが多い。成年後見制度について、費用をわかりやすく伝えることができる表など何かしらの資料があると便利だと思う。

(委員)

- 申立ての動機は、預金の引き出しが一番多い。親の財産を使うのは当然だと思われているが、金融機関の窓口で財産を自由に引き出せないため、(親族が)申立てをする。成年後見制度の利用は家族にとってデメリットとなることがあるため、利用が伸び悩んでいると思う。代わりに申立てはできないが、申立ての手伝いはできる。税理士会としては業務ではないので無償でやっている。

(委員)

- 後見の申立を決めた後ではなく、成年後見制度の利用を具体的に考える前の段階の広報が十分でないと感じる。日常生活の中で成年後見制度を利用したら、どのように生活が改善していくのか、具体的に説明できれば良いのではないかと。

(委員)

- 利用促進の観点から考えると成年後見制度を必要としている人に、どうつなげるか、どう理解してもらうか。パンフレットを用いた広報啓発の話ではなく、成年後見制度をどう説明して、どのように理解してもらうか。成年後見制度へのつなぎという部分を広報啓発機能と位置付けるか、相談機能と位置付けるかはともかくとして、成年後見制度へのつなぎを強化していくために事例のアドバイスや見極めをするケース会議を行うなどの体制をつくる必要がある。

(委員)

- 抜本的に(成年後見制度の)パンフレットを本人志向にしないと厳しい。大阪市では早期対応・早期支援として、チームの中で後見人・被後見人をどのように支援して、これからどう支援していくかを考えている。

### ③ 中核機関の機能③成年後見制度利用測機能(市民後見人養成等)

(資料2「第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 論点整理」について事務局より説明)

(事務局)

- 大阪府は市民後見人等養成事業に取り組んできたが、今後、より本事業を効率的に取り組んではいけなから、そのためにはどういったことをすれば良いかなど御意見をいただき

たい。

(委員)

- 市民後見人の受任件数が少なく、増えれば良いと思うが、受任件数がすべてではないと思う。長期の研修を受けた何百人ものバンク登録者が地域に帰って、ボランティアや民生委員等の活動を行う中で、本人の意思を大切にすべきという考えを地域に広げる役割も市民後見人等養成事業の効果である。
- 市町村、市町村社会福祉協議会の職員が、養成講座や活動支援の事務局に携わることによって職員自身の成年後見制度に対する理解が深まっている。職員の養成にも間違いなくつながっている。数値では示しにくいだが、市民後見人等養成事業がなければここまで各市で成年後見に詳しい職員が生まれていない。
- もう一つは専門職団体との連携をここ8年間でぐっと深めたことが市民後見人等養成事業の成果である。
- 河内長野市が「広報かわちながの」6月号という全市民向けの全戸配布の広報誌に、成年後見制度の特集を組んでいる。成年後見制度は特別な人のための特別な制度というイメージがまだまだ強いと感じるが、市民により身近に感じてもらうための入り口として、市民後見人の活動が大変効果的である。
- 現在の事業自体の改善も必要だが、養成講座や活動支援等を一つひとつ見直していくことで実は今まで気づいてなかった効果があると思う。

(事務局)

- 実際に市民後見養成等事業に取り組まれている市町村においては何か課題等はないか。

(委員)

- 市民後見人が実際にどのような活動をされているのかを知ってもらうことが重要である。出前講座の開催は市民後見人の活動を伝える良い機会である。

(事務局)

- 専門家会議の資料について、何か補足はあるか。

(委員)

(資料「(国の専門家会議の資料説明)」について委員より説明)

- 国の認知症施策の中でも、市民後見人への支援を含めた成年後見制度の利用促進が位置付けられている。府は市民後見人への支援についてはむしろ先進的に取り組んできた。市民後見人の受任件数が少ないから市民後見人等養成事業をやめてしまうのではなく、受任件数が少ないなら少ない原因を分析し、より成年後見制度の利用促進を進めていって欲しい。

(事務局)

- ありがとうございました。他に何か御意見はあるか。

(委員)

- 昔は成年後見制度の利用者は高齢者が多かったが、今は知的障がい者の利用が増えている。高齢者向けの制度の説明書はあるが、障がい者向けもあれば良い。

以上